

## 2023年「国際ジェンダー学会研究活動奨励賞」研究活動報告書

1. 提出日：2024年5月31日

2. 提出者氏名：于寧

3. 申請した研究テーマ：中国当局の政策から読み解く「同性間の親密な関係」に対する認識パターン

### 4. 研究活動報告

本研究は「同性間の親密な関係」に対する認識パターンという視点に焦点を当て、中国当局の各部署の政策における関連条文を分析し、同性愛をはじめとする性的マイノリティに対する当局の態度と対応を考察した。

中国における性的マイノリティの当事者の法的な地位については、2000年代後半から法律専門家による学術研究や、国際連合開発計画を含む国内外の組織による報告書などが多く公開されている。本研究は、これらを参照しながら各部署がそれぞれの時期に制定した性的マイノリティに関する条文を中心に資料収集を行った。

その過程でまず解明したのが、中国現行の法的枠組みにおいて主体としての性的マイノリティは「存在しない」ことである。法的主体に関わる属性の中には性的指向や性自認が含まれておらず、男女二元論に基づく「ジェンダー」だけが認められている。一方、当事者の間には、同性愛者をはじめとする「近代的なアイデンティティ」という認識パターンを内面化することで権利主体を構築しようとしてきたが、性的指向及び性自認に基づく差別から法的保護を受けたい、とする当事者による要望に法的根拠がない状況が続いている。

そして、メディアにおける表象については、当局の政策では「同性愛」を「性的描写の一種」と同一視し、検閲の対象に設定したことで、性的マイノリティに関する表象を制限してきた。映画を例にすると、アメリカと日本の映像制作の自主規制とは異なり、中華民国時代の国民党政権においても、中華人民共和国の共産党政権においても、中国の映像作品に対する検閲は当局が主体として行っている点は一貫している。本研究の調査では、「同性愛」が検閲の条文に登場したのは1990年代であり、「同性愛」は淫乱、強姦、売買春と並列に、「道徳的な規範に違反する猥褻で低俗な内容」として定義されている。その後、テレビや動画配信に対する検閲の規定も制定され、いずれも「同性愛」を「性に関する不健康な内容」や「異常な性的関係・性行為」、「猥褻ポルノと下品な趣味」と認識し、検閲の合理性について、未成年の心身健康を保護するという言説が用いられている。この「同性愛」をポルノの一種とする認識パターンは、中国前近代の伝統的な認識を継承しているように考えられる。

そのほか、衛生部や民政部、公安部などの部署も「同性愛」に関する規定や通達文などを制定したことがあり、それぞれ「同性愛」に対する価値判断は異なる部分があるものの、いずれも「同性愛」を性行為として解釈している。

一方、国際関係に関する場面においては、国際基準に従い「近代的なアイデンティティ」という認識パターンに基づく同性愛や性的マイノリティに言及することがあることも分かった。例えば、国際連合

人権理事会などの国際会議において、中国の性的マイノリティの権利問題が審議された際、中国代表は答弁のために、権利主体としての「LGBTの人々」という表現を用いた。しかし、その解答は、中国国内の現行法では性的指向及び性自認に関する記載がないことを、性的マイノリティを差別する規定がないこととすり替え、「正常な人」として守られていると歪曲したものであった。また、アメリカ国務省が刊行する「国別人権報告書」において、中国の人権状況に関する批判が行われたことへの対抗として、中国国務院新聞弁公室は2000年から「アメリカ人権記録」（2019年以降に「アメリカ人権侵害報告」と改名）の刊行を続けている。その中に、「Love Our Children USA」というアメリカの組織が公表したデータを引用し、「90%の同性愛、バイセクシュアル、トランスの学生が学校でハラスメントを受けたことがある」という性的マイノリティの学生に関する権利侵害の記載があった。中国国内向けでは、こういう権利主体とする性的マイノリティに対する認識パターンを取っていないが、対アメリカ批判の文脈においては、性的マイノリティの権利侵害言説が用いられることが分かった。

以上を踏まえて、本研究では、中国当局の法的枠組みにおいて「主体として存在しない」性的マイノリティ当事者が受けた不利益について、「性的マイノリティ主体」を前提とする「中国の性的マイノリティは当局に規制されている」という認識を出発点とした従来の分析と異なる解釈を試み、中国における性的マイノリティ運動が現在直面する困難に対して、従来のアイデンティティ・ポリティクスと異なる打開策の可能性を探る。その研究で得た発見を国際ジェンダー学会大会などで今後共有していきたい。